

企画競争説明書

業務名称：バングラデシュ国技術教育施設近代化計画準備調査

案件番号：19a00787

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2020年1月8日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2020年1月8日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：バングラデシュ国技術教育施設近代化計画準備調査
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり
- (3) 適用される契約約款難型：
 - (○) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
 - () 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2020年3月 ～ 2020年12月

4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第一課 小菅 恵理子 Kosuge.Eriko2@jica.go.jp

注）書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約

交渉の際に確認させていただきます。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。
 - 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者
具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
 - 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく競争参加資格停止措置を受けている者
具体的には、以下のとおり取扱います。
 - ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
 - ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
 - ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
 - ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。
- (2) 積極的資格要件
当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。
- 1) 全省庁統一資格
令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。
 - 2) 日本登記法人
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- (3) 利益相反の排除
利益相反を排除するため、本件業務の TOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。
- (4) 共同企業体の結成の可否
共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とし、なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。
共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。
また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。
- (5) 競争参加資格要件の確認
競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2020年1月15日(水)12時
- (2) 提出先・場所：上記4. 窓口
注1) 原則、電子メールによる送付としてください。
注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭での質問は、原則としてお断りして

います。

- (3) 回答方法：2020年1月20日(月)までに当機構ホームページ上に行います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2020年1月24日(金)12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参
注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。
注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。
- (3) 提出先・場所：上記4. 窓口
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部
見積書 正1部 写 1部
- (5) プロポーザルの無効
次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。
- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
 - 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
 - 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
 - 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
 - 5) 虚偽の内容が記載されているとき
 - 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき
- (6) 見積書
本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)
- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
 - 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費(航空賃)
 - b) 旅費(その他：戦争特約保険料)
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - 3) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) BDT 1 = 1.316940 円
 - b) US\$ 1 = 109.428 円
 - c) EUR 1 = 121.326 円

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

- (1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者/技術教育計画

- b) 運営・維持管理計画
- c) 調達計画/積算
- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数
約 8.67M/M
- (2) 評価配点表以外の加点について
評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2020年2月7日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点*
- ⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

- 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

- (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

- (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定するところにより、これらに

準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)である。

- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
 - ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
 - エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
 - オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理(調達監理を含む。)コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- (○) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。
 - 1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理(調達補助を含む。)コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文(E/N)に規定する日本法人であることを条件とします。
本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5(日本法人確認調書)をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
 - 2. 本件業務の受注者(JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社他、業務従事者個人を含む。)及びその親会社/子会社等は、本業務(協力準備調査)の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理(調達補助を含む。)以外の役務及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者(JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。)及びその関連会社/系列会社(親会社/子会社等を含む。)は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理(調達補助を含む。)以外の役務(審査、評価を含む。)及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業

務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

13 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：技術教育・職業訓練機材に係る B/D、O/D、D/D、SV

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下として下さい。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料 3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者/技術教育計画

➤ 運営・維持管理計画

➤ 機材調達/積算

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者/技術教育計画）】

a) 類似業務経験の分野：技術教育計画に係る各種調査

b) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ及び全途上国

c) 語学能力：英語

d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 運営・維持管理計画】

a) 類似業務経験の分野：機材運営・維持管理計画に係る各種調査

b) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ及び全途上国

c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 調達計画/積算】

a) 類似業務経験の分野：調達計画/積算に係る B/D、O/D、D/D、SV

b) 対象国又は同類似地域：評価無し

c) 語学能力：評価無し

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(30)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	9	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(30)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力： 業務主任者/技術教育計画	(30)	(12)
ア) 類似業務の経験	12	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	6	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： 副業務主任者	()	(12)
ア) 類似業務の経験		5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		1
ウ) 語学力		2
エ) 業務主任者等としての経験		2
オ) その他学位、資格等		2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション		(6)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション		0
イ) 業務管理体制		6
(2) 業務従事者の経験・能力： 運営・維持管理計画	(15)	
ア) 類似業務の経験	7	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力： 調達計画/積算	(15)	
ア) 類似業務の経験	10	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	5	

第3 特記仕様書案

1. 要請の背景・経緯

バングラデシュ政府は2021年までの中所得国入りを目標にかかげ、インフラ強化、ガバナンス強化、貧困削減等の課題に取り組んでいる。我が国は、同国にとり最大の二国間援助供与国として同国の取組を後押ししており、先方政府の開発政策に沿って継続的に必要な支援を行うことは、二国間関係を更に緊密化させる上で極めて重要である。2014年5月の日・バングラデシュ首脳共同声明において、安倍総理が我が国からバングラデシュへの投資を促進するために同国における投資環境改善の緊急性を強調したのに対し、ハシナ首相から必要な措置を講じる旨約束した。同国の産業界の能力構築を目的とした本計画は、上記共同声明のフォローアップとしての同国側の取組を日本が支援するものであり、外交上の意義は高い。

バングラデシュは、近年GDP成長率が年平均7%を超える等堅調な経済成長を実現している。同国政府は、「第7次五か年計画（2016-2020）」において、2020年までの中所得国化に向けて持続可能で公平な経済成長と貧困削減、高等教育での女子就学の促進（男子との同一化）及び純就学率20%の達成を目標に掲げている。同国政府は縫製産業以降の産業構造転換を見据え、国内産業構造の多角化や付加価値の高い新たな産業の育成と国際市場での競争力確保に向け、特に電気、電子、機械、コンピュータ等の理数的な素養や工学的技能を持った人材育成を重点的に取り組む方針を示しており、同国内の産業多角化を見据えて、各産業において必要とされる人材を育成することが求められている。また、同国の産業界に必要とされる人材を供給するため、技術教育・職業訓練で提供される内容の多様化、高度化、女性の技術教育への参加促進と公平性の確保、教育機関の近代化、産業界との連携が必要とされている。

バングラデシュの技術教育は、中期中等教育職業訓練課程、後期中等教育職業訓練課程、工学ディプロマ課程、工学学士課程の4つの課程に大別される¹。本計画の対象である4年間の工学ディプロマ課程を提供する第11～14年生を対象とした公立工科短期大学（Polytechnic Institute）は全国に49校あり、工業化を支える中堅技術者の育成を目指しているが、就職を希望する卒業生が職に就けない例が多い²、卒業生は産業界の求める社会人基礎力や実践的な能力を獲得できていない、教員の多くは実践的な技術教育の経験がなく、産業界のニーズに対応した教育を行う仕組みもないといった調査結果³、また機材も実際の産業界で使われている機材はほとんどなく、操作を学ぶ機会が不十分であるなど、産業界への貢献は未だ十分とはいえない。またカリキュラムが産業界のニーズに必ずしも合致しておらず、適切な技能を持ち合わせた人材を育成できていないことに加え、教育・実習機材も充足されておらず老朽化も進んでいることが産業界のニーズに沿った教育が実施できない一因となっている。このような状況をふまえて、バングラデシュから我が国に対して、工科短期大学における技術教育の教材の改善と教師の能力強化により、技術教育モデルを開発することで、産業界が求める知識と技能を備える人材を輩出できるようにすることを目的とした技術協力プロジェクト（産業人材のニーズに基づく技術教育改善プロジェクト。以下「技プロ」）の要請がなされ、2019年2月より開始された。

本計画は、同技プロと連携し、技プロにおける技術教育改善に向け、産業界のニーズを踏まえ、かつモデル活動で十分活用されうる整備機材を選定、適切な教育内容を提供するにあたり不足している電気・電子・機械・コンピュータ分野の教育・実習機材を整備することによって、同分野の人材育成環境を整えるものであり、もってバングラデシュの経済成長に寄与することを目指すものである。

「技術教育施設近代化計画準備調査」は、本事業実施の必要性和妥当性を確認のうえ、無償資金協力事業として適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算するこ

¹ JICA、バングラデシュ国教育プログラム準備調査、2017

² 世銀の調査(2016)によると、100人の卒業生がいる場合、就職希望者はそのうち77人、そして実際に就職につながるのは、そのうち37名のみである。

³ JICA、バングラデシュ国教育プログラム準備調査、2017

とを目的として実施する。

2. プロジェクト概要

現時点で想定されるプロジェクト概要は以下のとおり。なお、本調査の結果をふまえ、本概要に変更の生じる可能性がある点に留意。

(1) 事業目標

本事業は、ダッカ工科短期大学、ダッカ女子工科短期大学、及び技術教育教員養成大学において、教育・実習用機材及びそれに伴う教育設備を整備することにより、産業界のニーズに合致した人材育成を図り、もってバングラデシュの経済成長に寄与することを目的とする。

(2) 事業概要

ダッカ工科短期大学、ダッカ女子工科短期大学、及び技術教育教員養成大学の計3校を対象に以下の機材、設備等を整備する。

- ① 機材：上記対象校における、電気、電子、機械、コンピュータ分野の教育・実習用機材、非常用電源等。
- ② 設備：上記対象校における技能実習室等の一部改修（機材の据付に必要となる改修を想定）
- ③ ソフトコンポーネント：詳細設計、入札補助、調達監理、運用トレーニング。

(3) 対象地域（サイト）

ダッカ市内を想定。

(4) 関係省庁・機関

主管官庁：教育省技術教育総局(Directorate of Technical Education)

実施機関：ダッカ工科短期大学(Dhaka Polytechnic Institute)

ダッカ女子工科短期大学(Dhaka Mohila Polytechnic Institute)

技術教育教員養成大学(Technical Teachers Training College)

(5) その他

① 我が国の同分野における援助活動

日本は技術教育分野では技術協力プロジェクト「産業人材のニーズに基づく技術教育改善プロジェクト」を実施しており、産学連携を進めるとともに、実習を通じて学生たちに考える力が付けられるような授業実践を目指している。本案件では、特に同技プロとの十分な連携を図り、技プロにおける技術教育改善に向けたモデル活動で十分活用されうる整備機材を選定することが望まれる。

② 他ドナー等の援助活動

アジア開発銀行、世界銀行、欧州委員会、カナダ、スイス、国際労働機関等が、これまでバングラデシュでの「国家技術職業資格枠組み」の導入・普及のほか、技術教育教員に対する短期研修の実施等を通じた協力を実施している。

また、2011年に設定された「国家技能開発政策2011」(National Skill Development Policy 2011)により技術人材を取り巻く環境整備が進められており、企業側が求める技能を洗い出し、コンピテンシーに基づく産業セクター標準資格制度や技能品質保証システムによって技術教育をより密接に産業のニーズに結び付けることを目指し

ている。これらの動向に伴い、上記他ドナーがバングラデシュ政府の取り組みを支援し、様々なプロジェクトを展開している。

3. 業務の目的

無償資金協力（施設・機材等調達方式）の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的および内容を把握し、プロジェクト実施に対する我が国無償資金協力の位置づけ、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費の積算を行うとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針および留意事項

(1) 調査全体の方針

バングラデシュ政府の上位計画、要請内容、現在の技術教育（特に電気、電子、機械、コンピュータ分野）や産業界における人材ニーズの動向を踏まえつつ、上記の対象工科短期大学及び技術教育教員養成大学の研究・教育内容に基づいたニーズ、利用計画、施設や機材の維持管理体制、人的リソース、技術水準を確認した上で、要請の内容、妥当性、適切な規模をJICA関係者ととも判断する。

(2) 現地調査の実施方法

本調査においては、以下の2段階に分けて現地調査を行うことを想定している。なお、それぞれの現地調査に際しては、JICAから調査団員を参加させることを予定している。

① 第1次現地調査

概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な情報収集・協議を行うための現地調査（OD）

② 第2次現地調査

報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査（DOD）

(3) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分JICAと協議すること。

なお、特に以下の段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認することとする。

① 第1次現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「第1次現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

② 報告書案説明調査派遣前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を確認する。

(4) 要請内容の確認と妥当性

① 機材計画について

- ア 対象工科短期大学及び技術教育教員養成大学の教育水準を勘案しつつ、適切な機材の整備計画を立案する。
- イ 技プロにおける技術教育改善に向けたモデル活動で十分活用されうる機材を選定し、2022年10月までに納品を完了できるように、調達計画を策定する。なお、同技プロにおいては少額の実験器具のみを調達することを想定しているため、重複を回避するため、技プロに情報提供を行うこと（2020年度上半期に調達完了予定）。
- ウ 機材計画に関しては、調査において入札に対応できる仕様を作成するとともに、同国で可能な限り維持管理ができるよう機材の仕様にも配慮しつつ、必要な体制（人員・予算手当等）の整備について助言を行う。
- エ 現段階の要請には挙がっていないものの、調査時に要望があり、真に必要であると認められるものは、優先順位を確認しつつ計画に含めることを検討する。
- オ 他ドナーの支援との重複が起こらないことを確認しつつ、機材の緊急性及び必要性を精査する。
- カ 機材の技術教育改善に即した利用計画及び維持管理のための人的リソースと技術水準を十分に確認し、問題がないことを確認した上で優先順位を確認し本計画で検討することとする。

② 設備計画について

- ア 対象工科短期大学及び技術教育教員養成大学を対象に、上記の機材整備計画とともに、整備される機材の運用や維持管理に必要な実習棟の施設につき、既存設備の整備が必要であるか検討を行った上、要すれば設備の整備必要性の調査についても計画する。
- イ 対象工科短期大学及び技術教育教員養成大学を対象に、機材の設置（据付）・運用に必要な環境（電力・水等の供給、空調設備・排気、試薬等消耗品及びスペアパーツ等）を確認するとともに、必要に応じて無停電電源装置（UPS）、自動電圧調整装置（AVR）等の電力安定化装置の設置を含め環境整備を行う。また、JICAが現地において、溶接実習の安全面が十分ではないことを確認しているため、設置場所の安全確保に向け、必要に応じて作業手順の見直しなど安全確保のための環境整備を行う。
- ウ 対象工科短期大学及び技術教育教員養成大学の学内LAN構築のための機材（サーバー、ルーター等）を確認し、設置のための計画を作成する。

(5) 関連技術協力プロジェクトとの連携

本案件で整備する施設・機材は、2019年2月から開始された技プロ「産業人材のニーズに基づく技術教育改善プロジェクト」での活用及び連携を前提としている。また必要に応じて、ソフトコンポーネントの活用についても検討・計画する。

(6) 設計・積算にかかる調査方針

本業務において概略設計・積算を行うに当たっては、2017年7月に改定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル」を参照する。本事業の特性と求められる水準に配慮しながら、設計および積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料（設計総括表、積算総括表等）の作成を行う。

(7) コストの比較及び縮減の検討

対象技術教育機関の校舎や実験室等の設備整備・環境整備、また計画機材の選定にかかり、先行の類似例（他ドナーが供与したのものも含む）があれば、その内容について調査を行い、設計・構造・仕様・工法・使用資材、施設内容、規模を踏まえ本プロジェクトによ

る費用とコスト比較を行う。また、当該国で類似の設備整備や機材調達を行うローカル建設業者、設計・施工監理コンサルタント、調達業者等からもヒアリング、関連情報収集を行い、その結果もコスト比較に反映させ、縮減の可能性も検討する。検討にあたっては、他ドナーによる類似案件とのコスト比較の結果を十分に活用し、代替案の比較等を行う。

(8) 報告書・提出物等の作成

「無償資金協力にかかる報告書作成のためのガイドライン」(2019年4月改訂版)

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/ku57pq00000y0kxw-att/201904_01.pdf

(以下、「無償報告書ガイドライン」と記載する。)を参照することとする。

(9) 本事業の環境社会配慮カテゴリー

カテゴリーはC(環境や社会への望ましくない影響が最小限かあるいはほとんどないと考えられる協力事業)とされている。

(10) 本事業のジェンダー分類

本事業のカテゴリーはGI(S)(ジェンダー活動統合案件)とされている。

6. 業務の内容

【事前準備】

(1) インセプション・レポートの作成

関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。また、上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

【第1次現地調査(Outline Design(OD))】

(2) インセプション・レポートの説明・協議

JICAが派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート(調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等)を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) 機材調達・設備整備の背景・経緯の確認

① 要請内容の確認

先方との協議を通じて、本計画の背景・目的を明確にするとともに、要請された内容(機材・設備の内容とその優先順位、技術協力・ソフトコンポーネントにかかる要請内容等)、先方実施体制(組織、人員、予算、技術水準、モニタリング、評価体制等)を確認する。

② 技術教育・産業人材育成計画調査

ア 先に行われた教育プログラム準備調査内容を踏まえ、当該セクターの現状(一般概況、教育政策、教育行政、教育・人材育成制度等)の確認を行う。

イ 2019年より実施されている、技プロ「産業人材のニーズに基づく技術教育改善プロジェクト」からモニタリングシートやベースライン調査などの情報の共有を受け、現状を確認する。

ウ バングラデシュ国全体の技術教育計画や産業人材育成計画の中での本計画の位置づけを確認する。

エ バングラデシュ国での技術教育機関の体制(所管省庁、権限、調整・連携機能、

- 予算配分、教員配置等)を確認する。
- オ 技術教育政策や産業界における支援対象機関(特に工科短期大学及び技術教育教員養成大学)の求められる役割、またその現状とのギャップを確認する。
 - カ 機材の適切な使用、維持管理のための技術面における工科短期大学及び技術教育教員養成大学間の連携有無の確認と可否を検証する。
 - キ バングラデシュ国、また同国に進出する日本企業に及ぶ裨益効果を検証する。
 - ク 上述調査結果を踏まえ、技術教育系機材・設備整備の妥当性を検証する。

(4) 機材調達・設備整備計画策定のための基本方針

要請された施設・機材の優先順位と協力対象事業の範囲につき基本方針の合意を行うため、以下の情報収集・分析を行う。

- ① 産業動向・就業需要を確認し、産業界の人材育成ニーズに合致した実習を本案件対象校が提供するために優先的に整備すべき機材調達内容を分析する。
- ② 工科短期大学の1教室あたり適正生徒数等の基準や、教育・実習施設設置基準、整備基準等を確認する。
- ③ 上記情報をふまえ、対象校の現状の学生数、及び将来の予測を確認し、必要な機材調達内容を検討する。

(5) 機材調達・設備整備の実施体制の確認

プロジェクト実施機関である技術教育省の組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本プロジェクトの実施機関として、その体制に問題がないか確認する。

(6) 機材計画調査

- ① 要請資機材の品目、仕様、数量について、特に技プロのモデル活動への観点から妥当性を確認する。
- ② 機材の維持管理体制、メンテナンスの容易さ(消耗品・スペアパーツ確保・入手状況、代理店等によるアフターセールスサービス、サポート体制等)を十分に考慮した機材計画を策定する。
- ③ 機材の設置スペース、電力・水供給、空調設備等の状況のほか、関連する備品の調達、設置計画及びその予算措置について確認する。

(7) 設備計画調査

- ① 電力状況を勘案した、安定供給や停電等に対応できる設備(UPS、AVR等)の導入可否を検討する。
- ② バングラデシュ国政府による当該工科短期大学および技術教育教員養成大学の施設改修・増築にかかる計画等を確認する。
- ③ 支援対象機関の学内LAN整備に向け、既存のLAN環境、設備、サイバーセキュリティ対策の現況を確認する。

(8) 調達事情調査(現地調達、第三国調達、代理店など)

- ① 設置機材の原産国、調達先(現地調達、第三国調達、本邦調達)、調達方法、調達価格、搬入ルート・輸送手段、免税・通関手続き等について調査し、現地調達事情を考慮した機材調達計画を策定する。
- ② スペアパーツ等の原産国、調達先、価格(輸送費及び輸送保険料、近年の物価上昇率を含む。)、アフターセールスサービスの内容等を考慮し、調達方法の検討を行う。

(9) 据付計画調査

- ① 労務状況、労務関連法規を確認して、据付計画に反映させる。
- ② 現地事情を踏まえた事業費及び工期を反映した据付計画を策定する。
- ③ 対象工科短期大学等及び技術教育教員養成大学の運用中の据付となることから、その制約条件（時間帯、場所、関連法規、安全対策等）を確認し、据付計画に反映させる。

(10) 機材調達・設備整備の維持管理計画

- ① 機材調達後の管理体制（人員配置、技術レベル、予算措置）の計画を確認する。
- ② 運営・維持管理にかかる経費を積算し、また先方の経費負担能力を確認する。
- ③ プロジェクト実施後の運営・維持管理の体制、方法、予算について保守、修理を含めた計画を先方が実施可能な規模や範囲を念頭におきつつ作成・提言する。また、運営・維持管理のために必要な人員が現状において不足している場合、その確保・要請計画についても先方へ提言する。

(11) 援助動向調査

当該工科短期大学及び技術教育教員養成大学を中心に他ドナーによるバングラデシュ国への技術教育機関（特に電気、電子、機械、コンピュータ分野）に対する施設・機材供与、技術支援の実績および今後の計画の内容を調査する。連携の可能性がある場合は、そのあり方について調査を行う。

(12) 機材調達・設備整備内容の計画策定

上記調査及びJICAとの協議踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

- ① 計画・設計の基本方針
自然条件や現地調達事情、引き渡し後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理する。
- ② 基本計画（施設・機材の基本的仕様）
上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画（機材計画）を検討する（要請内容の絞り込みも含む）。
なお、設備整備が必要となる場合は、施工及び維持管理にかかるコスト等を勘案し、複数の代替案を設定したうえで最適案を検討する。
- ③ 施工・調達計画
 - ・ 調達方針
 - ・ 調達上の留意事項
 - ・ 調達・据付区分
 - ・ 機材調達監理計画
 - ・ 品質管理計画
 - ・ 初期操作指導・運営指導計画
 - ・ 実施工程

(13) 相手国側負担事業の整理

- ① 我が国無償資金協力はスキームを踏まえ、本計画で協力対象とする範囲と、予定されている相手国負担事項との責任分担の考え方を明確に説明する。

- ② 相手国負担事項（便宜供与、通信、維持管理、公租公課の免税手続き、銀行取極（Banking Arrangement : B/A）及び支払授權書（Authorization to Pay : A/P）発行等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項として協議議事録に記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠ともなる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものであるため、それぞれの進捗状況や変更の有無を継続的に把握すること。
- ③ 相手国負担事項については、相手国の実情を踏まえつつ実施可能なものとなるよう留意し、調査実施の早期の段階から相手国と十分に協議を重ねた上で検討する。

（14）税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③付加価値税（VAT等）、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤資機材の修理・メンテナンスをバングラデシュ国外で実施した場合の、機材回収時に課される税金や諸費用、⑥その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、実施機関負担または事後還付等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。また国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会（OCAJI）、日本貿易会（JFTC）等の関連団体を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。

免税情報は現地JICA事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点でJICAバングラデシュ事務所と協議し、JICA事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。調査終了時には必ずJICAバングラデシュ事務所へ報告する。なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめる。

（15）想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計での対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

（16）協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えられとされる留意事項を整理する。概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

（17）機材調達・設備整備の評価指標の設定

無償資金協力プロジェクトに関するプロジェクトの評価は妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年をめ

どとした目標年の目標値を設定する。

- ① 定量的効果：「整備機材を用いた実習授業時間数の増加」と「整備機材を用いた受講者数の増加」が想定されるが、基準値（2019年度実績値）と目標値（2023年、事業完成3年後）については本調査にて確認。
- ② 定性的効果：「機材利用による実習指導の質が向上する。学生の習熟度が向上する。産業界のニーズに合致した人材が輩出される」ことが想定されるが、詳細について本調査にて確認。

（18）ジェンダー課題に関する調査

本事業の 카테고리はGI(S)（ジェンダー活動統合案件）とされている。機材調達にあたっては、安全服、物品の共有、設置場所等において女性教員や女子学生が不利益を蒙らないように本調査で確認する。また、機材の運用トレーニングには女性教員も参加することを前提に研修内容を検討する。その他、以下の事項についても調査を行う。

- ① 対象校における学生数や教員数の男女別の統計データやジェンダー課題に関する情報を収集し、ジェンダー格差の状況を把握する。
- ② 既存施設視察、女子学生や女性教員に対するヒアリングを行い、既存施設に対するコメント、女子学生の就学促進のための改善案に関する情報を収集する。

【国内解析】

（19）現地調査結果概要の作成・説明

第1次現地調査の結果をふまえ、帰国後10日以内に第1次地調査結果概要を作成し、帰国報告会にてこれを説明する。

（20）機材調達・設備整備の概略事業費の算定（予備的経費の検討を含む）

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。

積算に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/ku57pq000021kjiy-att/plan_man_01.pdf）を参照して積算総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を取ることとする。なお、設計・設備については、入札に対応できる精度を確保する。

① 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、上記マニュアルの「機材編」（2019年10月）

（https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/ku57pq000021dz6n-att/kizai.pdf）を参照して積算を行う。

② 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

③ 予備的経費

本案件に関する予備的経費の計上について、JICAがその要否を検討するために、現地調査等にて収集・分析した以下のリスク情報を、JICAに提供する。

- ア 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）
- イ 自然条件にかかるリスク（洪水等）
- ウ 現地政府のガバナンスにかかるリスク

エ 治安状況にかかるリスク

(21) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容についてJICAと協議する。

【第2次現地調査（Draft Outline Design（DOD））】

(22) 準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）をバングラデシュ政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概略事業費を含む）。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

【国内整理】

(23) 準備調査報告書等の作成

バングラデシュ政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。なお、準備調査報告書、準備調査概要資料は、「無償報告書ガイドライン」に従った内容とする。

- ① 概略事業費（無償）積算内訳書
- ② 機材仕様書
- ③ 概要資料（本体分）
- ④ 準備調査報告書
- ⑤ デジタル画像集

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)から(9)を成果品とする。なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

	成果品名	部数
(1)	業務計画書	和文3部
(2)	インセプション・レポート	和文5部 英文8部
(3)	現地調査結果概要 (現地調査毎)	和文5部
(4)	準備調査報告書（案）	和文5部 英文8部
(5)	概略事業費（無償）積算内訳書	和文2部
(6)	機材仕様書	和文5部 英文5部
(7)	概要資料（詳細設計分及び本体分）	和文1部及びCD-R1枚
(8)	準備調査報告書	和文（製本版） 8部及びCD-R2枚 英文（製本版）

		8部及びCD-R 3枚 和文（簡易製本版：先行公開版） 3部及びCD-R 2枚
(9)	デジタル画像集	CD-R 2枚 (デジタル画像50枚程度)
(10)	進捗報告書 (Project Monitoring Report) 初版	準備調査報告書に含めること
(11)	免税情報シート	和文2部

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条(改訂版)に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (5)については「協力準備調査の設計・積算マニュアル」(機材編)(2019年10月改訂版)を、その他(2)～(8)については「無償資金協力をに係る報告書作成のためのガイドライン」(2015年4月改訂版)を参照することとする。

注3) 準備調査報告書(和文：製本版)には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書(和文：先行公表用簡易製本版)を作成する。

注4) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」(2014年11月)を参照する。

注5) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また英語報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英語により作成すると共に、必ず校閲を受けること。

注6) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

8. その他提出物

(1) 議事録等

現地調査時に、相手国政府関係者との間で重要な協議、事実の確認等を行う場合には、相手国政府との間で認識の不一致が生じないように記録しておくべきと考えられる協議結果の概要について議事録等に取りまとめ、JICAに対しても速やかに提出すること。

(2) 相手国政府への提出文書

相手国政府に文書を提出する場合には、内容により事前にJICAに確認を行うとともに、その写しを速やかにJICAに提出する。

(3) その他

JICAが別途開催する各種会議について、議題、出席者、議事概要等を、議事録案(発注者が指定する様式によりA4版4～5枚以内)にとりまとめ、会議開催日を含め3営業日以内にJICAに提出すること。上記提出物の他、JICAが必要と認め、書面により報告を求める場合には、速やかに提出すること。

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

2020年3月上旬より国内準備を開始し、2020年3月中旬より第1次現地調査を行う。帰国後に国内解析（積算審査にかかる期間を含む）を実施し、2020年9月に第2次現地調査（概略設計ドラフト説明）を想定する。これらの結果をまとめ、2020年12月に準備調査報告書を提出する。

項目 \ 時期	2020年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
事前準備	<input type="checkbox"/>									
現地調査(OD)		■								
国内解析			□							
概略設計ドラフト説明(DOD)							■			
国内解析								□		
概略設計概要資料提出										△
最終報告書提出										▲

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目安：

全体：約14.20M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務は、以下に示す分野を担当する団員を想定している。業務内容・業務工程を考慮し、より適切な団員構成がある場合には、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

また、記載の格付は目安であり、以下の格付を超えた格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 業務主任者/技術教育計画：2号（評価対象予定者）
- ② 機材計画
- ③ 運営・維持管理計画：3号（評価対象予定者）
- ④ 設備計画
- ⑤ 調達計画/積算：3号（評価対象予定者（対象国経験及び語学評価なし））

(3) 調査人員

第1次現地調査：①、②、③、④、⑤

第2次現地調査：①、②、⑤

- * 業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な団員構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。

3. 公開資料

下記資料はJICAホームページ(<http://www.jica.go.jp/>)にて閲覧可能。

- (1) 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン (2010年4月)
<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/>
- (2) ODA 建設工事安全管理ガイダンス (2014年9月)
http://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda_safety/index.html
- (3) JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)
<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>
- (4) 協力準備調査 設計・積算マニュアル (試行版) (2019年10月)
http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/plan_man.html
- (5) 「無償資金協力にかかる報告書作成のためのガイドライン」 (2019年4月改訂版)
https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/ku57pq00000y0kxw-att/201904_01.pdf
- (6) 協力準備調査設計・積算マニュアル (試行版)
https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/ku57pq00002lkjiy-att/plan_man_01.pdf
- (7) 協力準備調査設計・積算マニュアル「機材編」 (2019年10月)
https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/ku57pq00002ldz6n-att/kizai.pdf

4. 配布資料

- ・バングラデシュ国 教育プログラム準備調査 ファイナル・レポート
- ・バングラデシュ国 産業人材のニーズに基づく技術教育改善プロジェクト 案件概要表

5. JICA等からの参加団員の構成と現地調査行程(案)

- (1) 第1次現地調査 (概略設計)
 - 1) 団員構成：(a) 総括 (JICA)
(b) 計画管理 (JICA)
 - 2) 調査行程：約8日間 (2020年3月上旬～同年3月中旬の期間)
 - 3) 目的：
相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本計画及び設計方針を検討し、双方の合意事項等に関する協議議事録を取りまとめる。
- (2) 第2次現地調査 (報告書案説明)
 - 1) 団員構成：(a) 総括 (JICA)
(b) 計画管理 (JICA)
 - 2) 調査行程：約10日間 (2020年9月下旬頃)
 - 3) 目的：
準備調査報告書 (案) について、双方の合意事項等に関する協議議事録を取りまとめる。

6. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国の施設・機材等調達方式の無償資金協力として実施される場合、JICAは本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」（2017年4月）の様式4-2および様式4-3を準用した表を添付する。

また、現地調査開始前までに、調達予定の機材のリスト及びその優先順位、当該機材を活用した新設コースのカリキュラム、並びに、新設コースの対象とする者の範囲について、一定程度特定していることが望ましい。

(2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は総括団員滞在中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(3) 調査用機材の調達

コンサルタントは、業務遂行

上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、見積もりに含めること。本邦から携行するコンサルタント所有機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

(4) 複数年度契約

本調査については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(5) 安全管理

- ① 現地調査／業務の実施に際しては、JICAの安全対策措置を遵守すること。同措置に基づき、バングラデシュ渡航前・渡航後には必ず以下を行うと共に、関係者の渡航計画及びこれらの実施状況をJICA所定の書式により渡航前（遅くとも出発の14営業日前）に予め連絡し、JICAの承認を得ること。

（渡航前）

- （ア） JICAが行う安全対策研修・訓練の受講：本事業の業務従事者のうち、必ず1-2名は「安全対策研修」（対面座学）及び「テロ対策実技訓練」を受講すること。また、それ以外の業務従事者は必ず全員「安全対策研修」（Web）を受講すること。
- （イ） JICA安全管理部による渡航前安全対策ブリーフィング：全業務従事者（日本語を理解できる再委託先の従事者がいる場合、当該従事者を含む）が必ずブリーフィングを受けること。
- （ウ） 外務省「たびレジ」への登録：全業務従事者が各自登録を行うこと。
- （エ） JICAバングラデシュ事務所の安全情報メーリングリスト及び緊急時用SMSへの登録のための連絡先等情報提供：原則として全業務従事者を登録するため、登録用のメールアドレス及び現地で使用する携帯電話番号を所定の様式により

JICA に提供すること。

(オ) ダッカ出入国便も含めたバングラデシュ滞在スケジュールにつき連絡すること。

(渡航後)

(カ) バングラデシュ到着後、速やかに JICA バングラデシュ事務所によるブリーフィングを受けること

- ② 有事の安全対策として、コミュニケーションツールを業務従事者ごとに確保（可能な限り複数）し、モバイルデータ通信や無線 LAN 接続可能な携帯電話（スマートフォン等）に加え、可能な限りチームごとに無線インターネット用のデータ通信端末（モバイルルーター、現地にて入手可能）等を用意すること。また、必要経費を見積書に計上すること。通信手段を複数持つ際は、可能な限り別のキャリアの利用を検討すること。
- ③ バングラデシュ国内での安全対策については JICA バングラデシュ事務所の指示に従い、執務室以外への訪問については予め日程表を JICA バングラデシュ事務所に提出して同事務所の承認を得るとともに、現地調査／業務期間中に滞在スケジュールに変更があった際は速やかに JICA バングラデシュ事務所へ報告すること。加えて、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、ハルタル等の暴動発生により交通移動や現地入りが制限される場合も想定して、フレキシブルに対応するよう留意するものとし、宿泊場所や執務場所についても、バングラデシュ事務所と協議の上、決定し確保すること。
- ④ 宿泊場所は、JICA バングラデシュ事務所が安全状況を確認したホテルに限定する。このうち、宿泊料が JICA の基準単価内に収まるホテルが満室であったり、安全管理上の理由から JICA バングラデシュ事務所より特定ホテルへの宿泊を指示される等、やむを得ない事情で実際の宿泊料が JICA 基準単価による宿泊料を超過した場合は、実費精算する。なお、見積書においては、JICA 基準単価を使用し、格付けに基づいて積算を行うこと。
- ⑤ 執務室についても、JICA の安全基準を満たす必要があるため、確保に際しては実施機関の提供する施設等であっても JICA バングラデシュ事務所と十分に協議の上、必要な措置を講じなければならない。特に執務室の立ち上げにあたっては、JICA バングラデシュ事務所が定める手続きに従ってコンサルタントが安全状況を点検し、JICA バングラデシュ事務所の確認を受けること。その結果、追加的な防護措置等の必要性、及びそのために当初想定していない経費の発生が認められる場合には、契約からの支出を行うことができる（要すれば契約額の増額を行う）。
- ⑥ ダッカ市外への訪問は、JICA バングラデシュ事務所が定める手続きに従い、事前に承認を得た場合のみ認められる。バングラデシュ警察による武装警護の帯同が必要な場合、その手配は実施機関を通じて行うこと。実施機関を通じた手配が困難な場合には、JICA バングラデシュ事務所に相談すること。
- ⑦ 現地再委託を行う場合、再委託業者が第三国から調達となった場合は、再委託先が業務の実施にあたって適切な安全対策を講じることができるよう、契約に必要事項・経費を盛り込むこと。また、緊急事態発生時には、再委託業者が委託元であるコンサルタント等と協議しつつその指示に従うことを契約にて確保すると共に、コンサルタント等や再委託業者が国外退避する必要性が生じた場合に当該契約がその障害とならないよう、Force Majeure などの条項を盛り込むことを検討しておくこと。また、障害発生時に双方が協議して別途対応するなどの条項を設けておくこと。
- ⑧ 現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに

記載すること。

- ⑨ 事業サイト等の安全対策に関し、現地の治安情勢を確認の上、事業の特性、並びに邦人渡航の頻度・期間を踏まえて、サイトの物理的防御、監視、警備等、必要と考えられる事項について JICA の安全対策ガイダンスも参考にしつつ、検討・計画し、案件別安全対策検討シート（案）を作成すること。

上記に掲げるもののほか、現地の治安状況等に照らして安全確保のために必要と考える措置がある場合には、安全対策経費として別見積もりにて計上すること。また、現地渡航後にそのような措置が新たに生じた場合は、JICA バングラデシュ事務所に相談すること。同事務所との協議の結果、措置の必要性、及びそのために当初想定していない経費の発生が認められるものについては、契約からの支出を行うことができる（要すれば契約額の増額を行う）。

（6）不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に準備調査を行うこと。なお、疑義が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

- （7）本業務にかかる契約は「成果品の完成を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、すべての費用について消費税を課税することを想定している。

（8）旅費（航空賃）について

- ① 内訳書記載の旅費（航空賃）の総額が増えなければ、航空賃単価（予約クラス）や渡航回数の増減等のやり繰りは可能（フライトクラスは変更不可）。その場合、打合簿で確認する。
- ② 旅費（航空賃）と直接経費の費目間流用を認める。打合簿で確認すること。
- ③ 変更契約等で渡航回数の増加が必要な場合は、理由が真に必要と認められる場合のみ、内訳書に記載の、各団員のフライトクラス、航空賃単価（予約クラス）を上限として旅費（航空賃）の増額を認める。
- ④ 精算は、これまでと同様に証憑による実費精算処理とし、経理処理ガイドラインに沿って行う。ただし、LCC等でも、e-ticketに金額の記載が無いケースがあるが、その場合、搭乗証明と航空賃が証明できるものがあれば、精算可能である。ただし、経理処理ガイドライン14頁の「（5）契約履行期間中の留意事項」は適用対象外とする（現地購入等は可能だが、フライトクラスは変更不可）。

以上